

小学校1年生から小学校3年生まで 『子ども医療費助成受給券』の 申請が始まります！



町では、子育て支援の一環として、10月1日から中学3年生までへの医療費助成を開始しました。さらに12月1日からは、千葉県の医療費助成事業の改正に伴って「小学校1年生から小学校3年生までの子どもを対象に、申請により「子ども医療費助成受給券」を発行することになりました。対象となる子どもを養育している世帯には、10月下旬に「子ども医療費助成受給券交付申請書」を送付してありますので、必要事項を記入の上、保健福祉課まで提出してください。申請書の提出がない場合、受給券は発行されませんので、忘れずに申請してください。

新たに受給券が発行される子ども

小学校1年生から小学校3年生

小学校4年生から中学校3年生までは、従来どおり保健福祉課窓口での申請、口座振込による助成となります。

申請方法

11月15日（月）までに、保健福祉課の窓口で申請してください。

事情により窓口にお越しになれない場合は、郵送での申請も可能です。

詳細については、お問合わせください。

〔12月1日から受給券が利用できるよう、期限内の申請をお願いします。〕
〔申請が遅れると、11月中に受給券が届かない場合があります。〕

【申請に必要なもの】

子ども医療費助成受給券交付申請書 子どもの健康保険証の写し
印鑑 保護者名義の預金通帳の写し

高齢者等インフルエンザ予防接種の お知らせ



対象者

神崎町に住民登録があり、満65歳以上の方
60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器等に重度の障害がある方。

生活保護世帯、住民税非課税の世帯

助成金額 上記の方 1人につき1,000円
上記の方 接種費用全額

の方は事前に保健福祉課に相談ください。

接種期間 平成22年10月1日～平成23年3月31日

接種指定医療機関

- ・神崎クリニック ☎72 3 1 1 7
- ・四季の丘クリニック ☎72 1 1 1 8
- ・矢野医院（成田市） ☎0476-96-0071
- ・なのはなクリニック(成田市) ☎0476-49-0533
- ・石井内科医院（香取市） ☎55 1 4 1 4

予診票について 保健福祉課及び指定医療機関で配布いたします。

障害のあるお子さんのために 「特別児童扶養手当」

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している家庭に対し、その児童の福祉増進のために支給される手当です。

対象者は・・・

20歳未満で、知的または身体（中程度以上）に障害をお持ちのお子さんを監護している父もしくは母（所得の多い方）、または父母に代わってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

手当額と支給時期は・・・

障害児1人につき（月額）

- ・1級（重度）の場合 = 50,750円
- ・2級（中度）の場合 = 33,800円

4月、8月、11月に前月分までをまとめて指定した口座へ振り込みます。

所得制限限度額は・・・

受給者本人の前年所得が扶養親族1人の場合、4,976千円（扶養者1人増すごとに38万円加算）、または扶養義務者等の所得が6,536千円（扶養者1人増すごとに21万3千円加算）を超えると支給されません。

申請及びお問い合わせ先 町保健福祉課 ☎72 1 6 0 3